



新発田民主工商会
新発田市豊町 2-3-3
TEL 0254-22-4390
FAX 22-4705
2017. 2. 20
NO 2045

米穀販売・外食店などの事業者のみなさんへ 「米トレーサビリティ法」の施行に万全の対応を

コメ等の食品としての安全性や表示の適正化を確保するための法律、いわゆる「米トレーサビリティ法」が施行されて5年が経過しました。農林水産省は、さらなる法制度の普及・周知をはかるため、啓発活動・立ち入り調査などを強めています。

「米トレーサビリティ法」の趣旨は、コメ・コメ加工品（米飯を含む）の製造販売の事業者は、①取引等を行った場合には、伝票・帳簿などで品名・産地・数量・年月日・取引先名等を記録し3年間保存する、②コメ・コメ加工品を他の事業者へ販売する場合には、伝票等又は商品の容器・包装に産地情報を記載し、产地情報の伝達が必要、③一般消費者にコメ・コメ加工品を販売する場合には、産地情報の伝達が必要（飲食店などは、米飯類のみ産地情報の伝達が必要）、④罰則（50万円以下の罰金）が規定されているなどです。対象事業者の方は、「自主記帳・自主計算」活動の中、「記録・保存」「情報伝達」などにも注意し、不利益を被ることがないよう取り組みましょう！詳しいことは民商事務所にお問い合わせください。

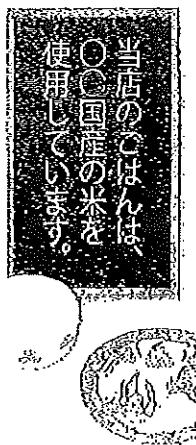


メニューに
産地情報を記載



店内に産地情報を
掲示

店内に産地情報
を掲示



当店のこはんは
○○の国産の米を
使用しています。

今週の商工新聞...人気もおすすめ

- ◆二面...特集 活用しよう「納税の緩和制度」
- ◆二面...確定申告ワンポイントアドバイス「節税対策」
- ◆三面...生業を語り合う交流会 魚沼民商

民商の「仲間」が増えていきます

「一人親方労災」の加入要求で建設業者が民商入会 建設業を営むAさんは、元請から「仕事を続けるなら労災に入ってくれ」と言われ続けていましたが、どうでどうしたらしいのかわからず、不安は募る一方でした。そんな時、新聞折り込みで民商の業務案内チラシを見て、民商に電話で問い合わせてきました。労災保険の内容と加入手続きなどについて丁寧に説明を受けたAさんは、喜んで民商に入会し、無事労災保険に入りました。

「納税の猶予」「換価の猶予」学習・相談会

「一度に税金を納付できない」「滞納がある」「そんな方はぜひ」相談ください。

◇とき 3月17日（金）夜7時

◇会場 新発田民商事務所2階

今年の「集団申告・統一行動日」

日時 3月10日（金）午前9時10分開会

会場 新発田市生涯学習センター 講堂

※プラカード等の準備・当日の説明は、

3月5日（日）午前10時～
民商事務所で行いますので、
支部の代表者はお集まりください。

今後の日程

- 3月5日...「集団申告」準備会 午前10時
- 3月10日...「集団申告・統一行動」午前9時10分
- 3月17日...「納税の猶予」「換価の猶予」の学習・相談会